

「寄付税制の一考察」

経済学研究科

経済学専攻

05m3055

小川 さつき

論文要旨

平成 17 年の国勢調査によると、平成 17 年 10 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2776 万人で、1 年前より約 2 万人減少した。これは、終戦時を除いて、1920 年の国勢調査の開始以来、初めての減少である。少子高齢化は、労働人口の減少を招く。労働人口の減少は納税者の減少となり税収の減少につながる。国税における所得税の割合は 31%であり、消費税の 38.2%について 2 番目多く、税収の減少の影響は大きい。一方、人々の価値観の多様化につれ、政府の一元的、画一的なサービスだけでは公共的ニーズの全てを満たす事は難しくなっている。平成 17 年 6 月 17 日、税制調査会から『新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制の基本的考え方』が出された。その中では非営利法人に対する課税のあり方等が提言されている。非営利法人などの「民間が担う公共」を促進する上で、寄附金として資金の出し手である個人や法人の税負担に関する問題は大きい。個人における寄附金支出は、寄附金控除として総所得金額から控除する所得控除方式をとる。累進構造を持つわが国の所得税においては、合計所得から控除できる所得控除は、限界税率の高い納税者にとって大きな影響があると思われる。本稿では、寄附金の所得控除方式が寄附金支出にどのような効果を与えるかを考えた。

第 1 章では寄附金控除の現状と税額控除から所得控除に改正された経緯、寄附金支出を控除する根拠を見た。現在、寄附金控除は、政治的寄附金支出を除いて所得控除方式をとっている。寄附金控除は、奨励補助金的な性格を持つ。寄附金控除を利用する納税者は、所得控除方式を採用した昭和 42 年から緩やかに増加している。

第 2 章では、寄附金支出に対する税制の優遇が、個人の寄附支出にどのような影響を与えるか、消費選択の問題と同様に考えた。所得控除として寄附金控除を導入した場合、その他の消費支出が同じであるのに対して、寄附金支出は増加し、促進する働きがあった。税率から独立している税額控除方式に対して、所得控除方式は税率の影響を受ける。寄附の実質価格である寄附の租税価格は 1 マイナス限界税率であり、累進構造を持つわが国の所得税においては限界税率の高い納税者ほど寄附の租税価格は低くなる。

第3章では、まず、過去のアメリカと日本の実証分析をみた。アメリカにおいては寄付の価格弾力性は、1975年以降の推計結果のほうが1960年以前の結果に比べて、寄付金税制が効率的であるという結果であった。日本においてはの先行研究は、山内(1997)と三和総合研究所(2000)がある。山内(1997)においては寄付の価格弾力性は - 1.701、三和総合研究所(2000)においては - 0.793である。山内(1997)のほうが結果として寄付金税制は効率であった。この2つの計測結果にはかなり差がある。

本稿では、国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』の平成11年(1999)から平成16年(2004)の最新のデータを使って寄付の価格弾力性と所得弾力性の測定を行った。寄付促進のための税制は、寄付金控除分だけ減らされた税収より、寄付支出が増加しなければ、効率性の観点からは正当化されない。山内(1997)によると寄付税制の効率性の条件は、「寄付支出の価格弾力性が - 1 を絶対値で上回ること」である。本稿の計測の結果、申告所得者全体では寄付の価格弾力性は - 2.720 となった。申告所得者計では寄付金控除制度は効率性の観点から導入する価値があるといえる結果となった。

職業別にみると専門職と勤労者の価格弾力性は - 2.751 となり、申告所得者計よりも絶対値で高い数値となっている。専門職と勤労者の計測の結果も、寄付金控除制度は効率性の観点から導入する価値がある結果となった。

税率から独立的である税額控除方式に対して、所得控除方式は限界税率の影響を受ける。わが国の所得税は累進構造を持つ。寄付金支出に所得控除方式を採用する事は、税額控除方式を採用する事より公平性の点で問題があり、いわゆる金持ち優遇という議論もある。しかし、本稿で寄付の価格弾力性について絶対値で高い数値が得られたということは、所得控除方式での寄付金控除に対する意識が高く、寄付金の優遇税制により、寄付支出が増える可能性が大きいということである。国や地方公共団体、非営利法人等への寄付金の出し手である個人の寄付金支出を優遇する事は、寄付金支出をさらに促し、政府支出を削減できるかもしれない。また、人々の多様な公共的ニーズに答える方法のひとつであると思われる。寄付文化が比較的希薄といわれているわが国において、税制調査会のいう「公共」の意識を育てるためにも、寄付金支出を優遇する事は有効な手段である。

寄付税制の一考察

はじめに

第1章 寄付金控除の根拠と寄付金控除制度

- 1・1 寄付金制度と現状
- 1・2 寄付税制の推移
- 1・3 寄付金控除の根拠

第2章 所得税制が個人寄付に与える影響

- 2・1 寄付金支出と消費支出の選択
- 2・2 寄付の租税価格
- 2・3 所得控除か税額控除か
- 2・4 寄付の租税価格と所得控除・税額控除

第3章 寄付税制の実証分析

- 3・1 寄付の実証モデル
- 3・2 アメリカ・日本の計測例
- 3・3 寄付の価格弾力性と所得弾力性
- 3・4 寄付税制は効率的か

おわりに

はじめに

平成 17 年(2005)の国勢調査によると、平成 17 年(2005)10 月 1 日現在の日本の総人口は 1 億 2776 万人で、1 年前より約 2 万人減少した。これは、終戦時の 1945 年を除いて、1920 年の国勢調査の開始以来、初めての減少である¹⁾。少子高齢化は、労働人口の減少を招く、いわゆる団塊の世代が 65 歳以上となる 2012 年以降は、労働人口の減少がさらに加速すると考えられる。労働人口の減少は納税者の減少となり税収の減少につながる。それは、65 歳以上になるとその多くの人の収入が公的年金によるものと考えられるからである²⁾。平成 18 年(2006)において、国税における所得税の割合は 31%であり、消費税の 38.2%について 2 番目に多く、税収の減少の影響は大きい。一方、人々の価値観の多様化につれ、政府の一元的、画一的なサービスだけでは公共的ニーズの全てを満たす事は難しくなっている。もし、多様化する価値観にあわせてサービスを拡大する事になれば大きな政府が必要となる。しかし今後、税収減や社会保障費の増大が予想されるので、大きな政府を持つ事は難しいと思われる。

このような背景の中、平成 17 年 6 月 17 日、税制調査会から『新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制の基本的考え方』が出された。その中では非営利法人に対する課税のあり方等が提言されている。非営利法人は税制調査会のいう「民間が担う公共」に大きく貢献すると考えられる³⁾。「民間が担う公共」を促進する上で、寄付金として資金の出し手である個人や法人の税負担に関する問題は大きい。税制調査会『新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制の基本的考え方』の中でも、寄付金税制のあり方の中で「個人による寄付金については、一般的には他人に対する金銭等の贈与であり、所得の任意の処分であるため、個人所得課税の課税ベースに含めるべきものである。しかしながら、公益活動に対する寄付の奨励措置として(中略)公益目的の寄付金につ

¹⁾ 総務省統計局、国勢調査 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2005/youkei/01.htm> 参照。

²⁾ 公的年金収入は所得税において雑所得として課税される。平成 17 年以降 65 歳以上の公的年金控除額の最低控除額は 120 万円であり、これは給与所得控除の最低控除額 65 万円と比較してもかなり優遇されている(所得税法第 28 条の 3、第 35 条の 2, 3, 4, 5)。

他にも配偶者が 70 歳以上の場合、通常の配偶者控除より 10 万円高い 48 万円が所得控除となる。(所得税法第 83 条)その他の控除も考えると、この年代の人の課税所得はかなり低いものになると考えられる。

³⁾ 税制調査委員会(2005)1 頁, 23 行目引用。

いては所得控除をおこなう寄付金控除制度が設けられている。」として寄付金税制の充実の必要性とそのあり方についての検討の必要性を述べている⁴⁾。

税制調査会、平成 17 年 6 月 21 日『個人所得課税に関する論点整理』では、「所得を課税対象とする所得税は、納税者の獲得能力に応じた負担を求める税」といっている⁵⁾。寄付金控除は、総所得金額から控除する所得控除方式をとる⁶⁾。寄付金控除は、所得控除方式のなかで人的控除のような最低生活水準の保障のような性格を持つとはいえない。しかし、奨励補助金的な性格があるといわれている。累進構造を持つわが国の所得税においては、合計所得から控除できる所得控除は、限界税率の高い納税者にとって大きな影響があると思われる。限界税率の高い納税者は、低い納税者に比べて同じ額の寄付金支出をした場合、寄付金控除が認められない場合に比べて、納める税額が少なくなる。このように、寄付金の所得控除は限界税率の高い納税者ほど寄付金支出への促進効果が高いと考えられる。

本稿では、寄付支出に対する税制の優遇措置が個人の寄付金支出にどのような影響を与えるか、寄付の実質価格である寄付の租税価格とはなにかをみる。第 1 章では、寄付金支出を課税ベースから控除する根拠、寄付金控除制度の現状と推移についてふれる。第 2 章では、寄付金支出に所得控除を認めた場合、個人が寄付金支出と寄付金支出以外の消費支出、いずれを選択するか、一般の消費者選択モデルを参考にして考える。そして、累進構造を持つわが国の所得税において、限界税率が異なると寄付の租税価格がどのように変化するかを見る。第 3 章では、寄付の租税価格が変化することによる寄付金支出への影響を、国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』の平成 11 年(1999)から平成 16 年(2004)までの最新のデータを使って測定を行い、寄付の租税価格が寄付支出に促進的効果を与えていえるか、寄付税制は効率的であるかを見る。

⁴⁾ 税制調査会(2005)12 頁,3~7 行目引用。

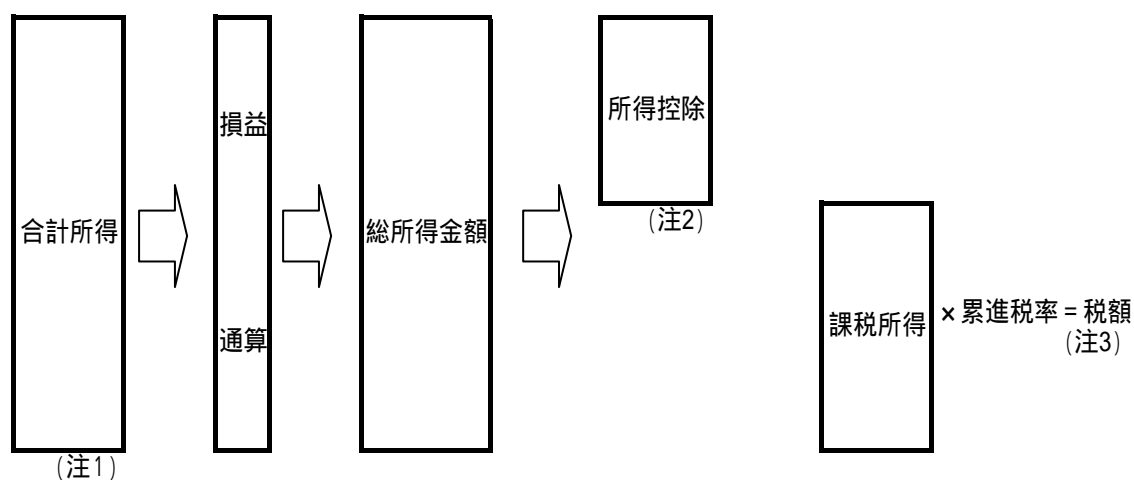
⁵⁾ 財務省 税制調査会 <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/170621.htm>。

⁶⁾ 政治活動に関する寄付支出をした場合は税額控除方式との選択が可能である。

第1章 寄付金控除の根拠と寄付金控除制度

現在、政治的寄付以外、寄付金控除の対象となる特定支出寄付金は、課税所得から控除する所得控除方式をとっている⁷⁾。所得税額は、総所得金額より所得控除を差し引いた課税所得に限界税率をかけて算出する。累進構造を持つわが国では、高額所得者ほど高い限界税率となっている。寄付金支出に所得控除方式をとる場合は、限界税率に寄付金支出が影響を受ける事が考えられ、高額所得者ほどその影響は大きいと考えられる。この章では、寄付金の所得控除方式が、寄付金支出を促進しているか考えるにあたって、第1節において寄付金控除の制度と現状、第2節では寄付金税制の推移と税制調査委員会の答申において、寄付金税制のありかたについてどのような経緯があったか、第3節においては寄付金を控除する根拠について見てゆきたい。

1・1 寄付金制度と現状



(注1) 給与所得、事業所得等10種類の所得がある。

(注2) 基礎控除、配偶者控除等平成18年現在、15種類の所得控除が認められている。寄付金控除も所得控除に含まれる。

(注3) 累進税率により税額を求めた後、平成18年現在、5種類の税額控除が認められる。

図 1-1 所得控除方式の流れ

⁷⁾ 平成7年より、政治的寄付は所得控除方式と税額控除方式のいずれかを選択することができる。

寄付金控除に所得控除方式が導入されたのは、昭和 42 年(1967)である。その後、平成 7 年(1995)より政治的寄付に限って税額控除方式との選択適用が認められている。政治的寄付以外の寄付金支出については、所得控除方式が認められている。

寄付金支出に所得控除方式を採用した場合の所得税額の算出方法は、まず、給与所得や事業所得など 10 種類の所得を合算して合計所得を算出する⁸⁾。10 種類の所得のうち、利子所得を除く 9 種類の所得を損益通算し、総所得金額を算出する。総所得金額から寄付金控除等の所得控除を差し引き⁹⁾、課税所得金額を算出、限界税率をかける¹⁰⁾。なお、税額控除方式をとる場合は、この後税額控除をし、所得税額を算出する。確定申告をする場合は、災害免除額¹¹⁾、源泉徴収税額、予定納税額等を差し引き、確定申告により納付する税額を算出する。寄付金控除として所得控除方式は、所得税法第 78 条により、「居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄付金の額の合計額が一万円を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。」と規定されている。特定寄付金とは 国や地方公共団体に対する寄付金。民法第 34 条の規定によって設立された法人等で財務大臣の指定を受けた寄付金。

特定公益信託の信託財産とするために金銭とする寄付金のうち、信託の目的が公益の増進に著しく寄与すると認められるもの。公共法人や特別の法律によって設立された法人のうち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令第 217 条で定められている特定公益増進法人に対する寄付金¹²⁾。政治献金のうち

⁸⁾ 合計所得には、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、山林所得、退職所得があり、他に利子所得がある。(所得税法第 23～24 条、第 26～28 条、第 3 条、第 32～35 条)

⁹⁾ 所得控除には平成 18 年現在、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料・地震保険料控除、寄付金控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除がある。(所得税法第 72～79 条、第 81～84 条、第 86 条)

¹⁰⁾ 第 3 章、表 3-2 を参照されたい。

¹¹⁾ 損失を受けた住宅や家財がある場合、一定割合を雑損控除との選択適用により控除することができる。(災害免除法第 2 条)

¹²⁾ 特定公益増進法人とは、次のような法人をいう。

イ 独立行政法人。

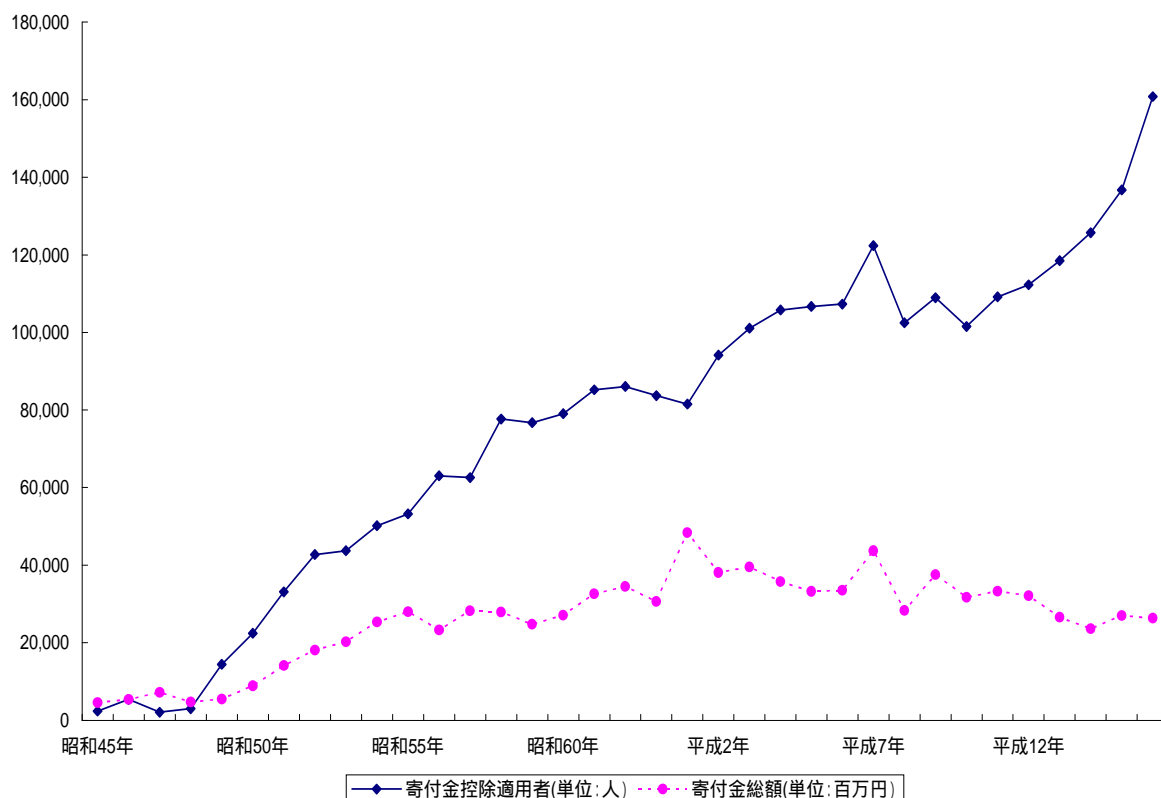
ロ 地方独立行政法人で一定のもの(平成 16 年 4 月 1 日以後の寄付から対象)。

ハ 日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社など特別の法律によって設立された法人。

ニ 民法第 34 条の規定によって設立された公益法人のうち特定のもの。

ホ 私立学校法第 3 条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び一定の専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの 又は私立学校法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人で、専修学

一定のもの。 認定NPO法人に対する寄付金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの。(所得税法第78条、所得税法施行令第217条、第217条の2、租税特別措置法第41条の18、第41条の19)である。ただし、学校の入学に関して支出した寄付金は特定寄付金にはならないとなっている。このように、寄付金控除制度は公益のための寄付支出を奨励するものであるといえる。



(出所) 国税庁企画課「申告所得標本調査結果報告」より作成

図 1-2 寄付金総額と寄付金控除適用者数の推移

図 1-2 は昭和 45 年(1970)から昭和 16 年(2004)までの寄付金総額と寄付金控除適用者の推移である¹³⁾。この図は国税庁『申告所得標本調査結果報告』より作成しており、寄付金総額は、昭和 45 年(1970)から昭和 48 年(1973)までは足きり額限度額が 10 万円であったので寄付金控除適用者数に 10 万円をかけ、

校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの。

ハ 社会福祉法人。

ト 更生保護法人。

¹³⁾ 寄付金の所得控除方式は昭和 42 年(1967)から導入されたが、総務省統計局消費者物価指数平成 12 年のデータは、昭和 45 年(1970)であるので、図 1-2 は昭和 45 年(1970)から平成 16 年(2004)とした。寄付金控除導入当時の昭和 42 年(1967)、寄付金控除適用者は 1,955 人であった。

昭和 49 年(1971) から平成 16 年(2004)までは足きり限度額が 1 万円であるので寄付金控除適用者に 1 万円をかけ、それぞれに寄付金控除金額をたした¹⁴⁾。その後総務省統計局、消費者物価指数平成 12 年基準により、実質化している¹⁵⁾。

図 1-2 によると寄付金総額、寄付金控除適用者とも増加している事がわかる。平成 7 年に急に上昇しているのは、平成 7 年(1995)1 月 17 日、阪神・淡路大震災がおこり寄付が増加した事が原因と考えられる。全体としては、寄付金総額については、緩やかに増加し、寄付金控除適用者については、昭和 45 年では寄付金控除適用者は 2,366 人であったのに、平成 16 年には 160,785 人となり増加している事が分かる。これは個人の寄付への意識の向上もあるであろうが、第 2 節にもふれているように、寄付金が優遇されている方向へ税制が改正されてきていることもその一因であるのではないかと思われる。

表 1-1 寄付金控除利用状況の推移

	控除適用者数	申告納税者総数	利用割合	控除金額	合計所得	控除比率
	人	人	%	百万円	百万円	%
平成 2年(1990)	94,167	8,547,375	1.10	34,214	57,550,049	0.06
平成 3年(1991)	101,073	8,562,552	1.18	36,615	59,114,398	0.06
平成 4年(1992)	105,781	8,577,661	1.23	33,563	47,718,734	0.07
平成 5年(1993)	106,667	8,428,477	1.27	31,509	47,919,293	0.07
平成 6年(1994)	107,298	8,223,171	1.30	32,020	44,849,111	0.07
平成 7年(1995)	122,337	8,020,634	1.53	41,857	45,623,421	0.09
平成 8年(1996)	102,473	8,239,858	1.24	26,909	48,320,563	0.06
平成 9年(1997)	108,919	8,271,709	1.32	36,585	46,991,679	0.08
平成10年(1998)	101,539	6,224,254	1.63	30,978	40,641,094	0.08
平成11年(1999)	109,179	7,400,607	1.48	32,418	41,107,209	0.08
平成12年(2000)	112,261	7,273,506	1.54	30,955	41,218,885	0.08
平成13年(2001)	118,537	7,076,549	1.68	25,179	39,958,384	0.06
平成14年(2002)	125,682	6,868,284	1.83	22,009	38,066,487	0.06
平成15年(2003)	136,738	6,933,359	1.97	25,181	38,322,092	0.07
平成16年(2004)	160,785	7,440,793	2.16	24,478	40,185,535	0.06

(出所) 国税庁企画課「申告所得標本調査結果報告」より作成

¹⁴⁾ 昭和 43 年(1968)から昭和 47 年(1972)までは寄付金支出額から 10 万円を超える金額を寄付金控除額として認め、昭和 48 年(1973)から平成 17 年(2005) までは寄付金支出額から 1 万円を超える金額を寄付金控除額として認められた。

¹⁵⁾ 総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/cpi/index.htm>。

表 1-1 は平成 2 年(1990)から平成 16 年(2004)の寄付金控除利用状況の推移である。図 1-2 で見てきたように寄付金控除適用者は導入当時よりかなり増加している。表 1-1 でも寄付金控除制度適用者の申告納税者全体に対する割合は、わずかずつであるが上昇している。しかし、寄付金控除を利用している人は申告納税者総数から見ればまだ少なく、平成 16 年(2004)においてもその寄付金控除適用者は、申告納税者全体の 2.16%にすぎない。

図 1-2、表 1-1 で使用した国税庁「申告所得標本調査結果報告」は実際に寄付金控除を申告した人のみのデータであり、足きり額以下の寄付支出をした人や、確定申告をしなかった人の支出額は含まれていない。寄付金控除を受けるためには、寄付を受けた団体等から寄付金等の受領書の交付を受けて、申告書に添付するか、申告書の提出時に提示する事が必要である¹⁶⁾。よって、街頭募金や寄付金等の受領書を発行しないような団体への募金等は含まれていない。三和総合研究所(2000)は平成 11 年(1999)に電話帳から無作為抽出した全国の 10,083 世帯に郵送によりアンケート調査をおこない、回答率 21.7%、有効回答数 2,190 件により分析をおこなった。その結果、平成 10 年(1998)の 1 年間に寄付を実施していると答えた世帯は回答世帯の 84.4%であった。寄付をおこなった先については「各種募金」が 72.2%とかなり高い割合を示している。続いて、「自治会などの地域活動」が 24.2%、「災害救助をおこなう団体」が 17.9%、「福祉団体」が 17.4%となっている¹⁷⁾。この分析結果を見る限り、寄付をおこなっている世帯はかなり高い割合であるのに対して、実際の寄付金控除を申告している世帯は少ない。また、寄付金支出が 5 千円の足きり額以下をおこなっているか、証明書が発行されない寄付金をおこなっている場合も考えられる。それ以外に、足きり額以上の寄付をした人でも寄付金控除制度を知らない人もいると思われる。おなじく三和総合研究所(2000)で調査をしたところ、1 万円を超える寄付をした世帯のうち、「1 万円を超える寄付金については寄付金控除の対象となること」を認知している世帯は 39.9%であ

¹⁶⁾ 一定の特定公益増進法人に対する寄付や学校法人、特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人または信託が適格であることなどの証明書の写しまたは認定書の写しを申告書に添付するか、申告書の提出時に提示する事が必要である。また、政治活動に関する寄付金に関しては、選挙管理委員会の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」を申告書に添付する事が必要である。(所得税法施行令第 262 条 1 項 6 号, 所得税法施行規則 47 条の 2)。

¹⁷⁾ 三和総合研究所(2000)3、21 頁, 図表 I - 29 参照。

り、「1万円を超える寄付金については寄付金控除の対象となること」を認知していない人が、6割という結果がでた¹⁸⁾。このアンケートの回答世帯の特性が比較的高学歴、高年齢である事を考えても¹⁹⁾、寄付金控除制度の認識は高いとはいえないといえない結果となっている。

表 1-2 寄付控除適用者と寄付金総額の割合(高額所得者)

	寄付金控除適用者			寄付金総額		
	全体	合計所得1千万円超	割合	全体	合計所得1千万円超	割合
	人	人	%	百万円	百万円	%
平成11年	109,179	57,248	52	33,510	27,986	84
平成12年	112,261	57,714	51	32,079	24,889	78
平成13年	118,537	55,955	47	26,362	19,956	76
平成14年	125,682	57,765	46	23,266	18,961	81
平成15年	136,738	57,266	42	26,548	20,280	76
平成16年	160,785	65,025	40	26,087	20,091	77

(出所) 国税庁企画課「申告所得標本調査結果報告」より作成

表 1-2 は合計所得 1 千万円超の高額所得者の寄付金控除適用者数と寄付金総額の納税者全体に占める割合である。平成 11 年(1999)から平成 16 年(2004)まで表にした²⁰⁾。申告所得者のうち、寄付金控除を適用された高額所得者は、寄付金控除適用者全体のほぼ半数近くである。また、彼らの寄付金支出額は全体の 8 割ほどになる。累進構造を持つわが国の所得税において、総所得金額から控除される所得控除方式を採用している寄付金控除制度は、限界税率の高い人ほど、寄付の価格は低くなり、寄付支出を促進する働きがある。三和総合研究所(2000)では、先ほどのアンケート結果の中で、「確定申告における寄付金控除実施額については、平均値は 208,504 円で、中央値が 60,000 円である。全世帯の寄付金額の平均値(63,334 円)及び中央値(10,000)と比較すると、寄付実施者の中でも高額寄付者が確定申告をしている割合が高いと考えられる」と

¹⁸⁾ 三和総合研究所(2000)36 頁,図表 I - 51 参照。

¹⁹⁾ 三和総合研究所(2000)では回答世帯の属性として、世帯主が 50 歳台の世帯が半数近くを占め、大学・大学院卒が 66.5%、会社勤務者が 6 割を超えているといっている。

²⁰⁾ 寄付金控除額が寄付金支出額から 1 万円を超える部分だけ寄付金控除と認められるので、寄付金総額は、寄付金控除適用者に 1 万円をかけたものに寄付金控除総額をたした。

いている²¹⁾。これについて本稿では、第3章で限界税率の高い納税者の寄付金支出をしている割合が高いか、実際のデータ-国税庁企画課「申告所得標本調査結果報告」を使用して分析してみたい。

1・2 寄付税制の推移

わが国において、寄付金控除制度が導入されたのは昭和37年(1962)である。それ以前は、所得税法における寄付金は、業務上明らかに必要とされる寄付金のみが必要経費として認められているだけであった。この制度は、林(1986)によると、「当初、わが国においては、社会福祉や学校教育をはじめとする公益活動に必要な施設を整備・充実していくためには、民間からの寄付に頼らざるを得ない状況等を考慮して設けられた。」という²²⁾、社会状況もあったと思われる。

昭和37年(1962)寄付金控除制度創設当時、寄付金控除は控除率20%の税額控除方式であった。寄付金控除制度はまず、生命保険料控除等の誘因的控除とともに特別支出控除のような概算控除として一括する事が検討された。昭和41年(1966)12月税制調査会『長期税制のあり方についての中間答申』によると、「生命保険料控除、寄付金控除のいわば誘因的控除(中略)については、現在の仕組みが複雑であることのほかに、それぞれの控除について時の経過に応じて個々に再検討しなければならない技術的煩雑さがあり、その決定のための客観的基準も必ずしも明確でなく、かつ貯蓄や寄付金の支出は人の選択によって各種各様であるから、一定の控除限度額の中でその人の自由に任せるほうが所得税としては中立的であること等から、これらを一括して一本の特別支出控除とし、その範囲内でこれら控除を吸収するほうが合理的であると考えられる。」といっている²³⁾。このことについては、昭和43年(1968)7月の『長期税制のあり方についての中間答申』において、「これらの控除を一括した特別支出控除の形にまとめるのも一つの方向と考えられる。ただ、特別支出控除にまとめるにしても、担税力減殺要因を斟酌する控除まで含めるかという問題や、

²¹⁾ 三和総合研究所(2000)37頁,3行目~5行目引用。

²²⁾ 林(1986)78頁,16~18行目引用。

²³⁾ 税制調査会編(1966)10頁,32~33頁,7行目引用。

表 1-3 寄付金控除制度の推移

	対象		最高限度額	足りり限度額
昭和37年(1962)改正	国または地方公共団体への寄付金、指定寄付金、試験研究法人等への寄付金(特定寄付金)の一定額	税額控除方式 20%		
昭和39年(1964)改正	特定寄付金の範囲に公益法人設立のための寄付金も含む			
昭和40年(1965)改正	国・地方公共団体に対して対象となる寄付金は「行政目的のために直接供する施設に充てるもの」に限定			
昭和41年(1966)改正		30%		
昭和42年(1967)改正	国・地方公共団体に対して対象となる寄付金が「寄付した者が、その寄付によって設けられた設備を専断的に利用すること、その他特別の利益がその特別の利益がその寄付をしたものに及ぶとみとめられるものを除く」	所得控除方式	合計所得金額の15%	20万円
昭和43年(1968)改正				10万円
昭和48年(1973)改正			合計所得金額の25%	
昭和49年(1974)改正				1万円
昭和62年(1987)改正	政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭を特定寄付金として寄付金控除の対象に			
平成7年(1995)改正	政治資金団体に対する政治活動に関する寄付金	税額控除と選択可 (30%)		
平成17年(2005)改正			合計所得金額の30%	
平成18年(2006)改正				5千円

限度額をどう設定するかという問題があるので、さらに充分検討を加えた上でその採否を判断すべきであろう。」として検討課題とされ²⁴⁾、さらに、昭和46年(1971)8月の『長期税制のあり方についての答申』で「控除を一括して特別支出控除といった形にまとめ(中略)一定額まではその支出について立証を要しない概算控除を認めるという方法を併用する事も考えられる。」とされているが²⁵⁾、限度額設定の問題や、課税最低限との関係をどう考えるかとの問題で、検討課題とされた。概算控除制度については、現在、アメリカにお

²⁴⁾ 税制調査会編(1986)982頁, 17~982頁, 3行目引用。

²⁵⁾ 税制調査会編(1986)983頁, 11~16行目引用。

いては寄付金や医療費、住宅債務に対する利息などを項目ごと申告し、控除する項目別控除と申告資格に応じて定額を所得控除する概算控除を選択することができる²⁶⁾。概算控除方式を採用する事は、所得控除をすることによる寄付金支出を促進する効果は薄れると思われる。1985年と1986年アメリカにおいて時限立法により、定額を所得控除する概算控除方式を選択した人にも寄付金の項目別控除を選択することが認められた。このことは、寄付金控除が項目別控除であるほうが、寄付金支出を促進する効果があると考えられ、採用したと思われる。

寄付金控除制度が税額控除方式から所得控除方式に改正されたことについて、昭和41年(1966)税制調査会の『長期税制のあり方についての中間答申』によると、「税額控除は、本来人的控除を補って追加的な費用等をしん酌するものであるが、これが税額控除の形になっていることは、しん酌程度の理解できにくい事のほか、一定限度以上の所得者になるとしん酌の程度が減少し、折角の追加的費用の意味が薄れるという面もあるし、また税制の簡素化の要請にこたえる意味からも、この際所得控除方式に統一する事が望ましい。」とし²⁷⁾、昭和42年より障害者控除や、寡婦控除とともに寄付金控除も税額控除方式から足きり額20万円、合計所得の15%まで控除を認める所得控除方式に改正されている。その後、足きり額は10万、1万と引き下げられ、最高額も引き上げられるなど、寄付金支出を推進する方向に改正が行われてきた。なお、平成18年改正においては、寄付金控除は足きり額5千円、最高限度額は合計所得の30%までとなっている。平成7年改正において、政治資金団体に対する政治活動に関する寄付金に対しては税額控除方式も認められている²⁸⁾。「国民の政治参加に関する機会均等を確保しつつ、政党等への個人献金の慣行の定着化を促進するとの観点」から、所得控除制度との選択により税額控除方式が適

²⁶⁾ 定額控除は以下のとおりである

単身者	\$ 4,700
特定世帯主	\$ 6,900
夫婦合算申告・適格寡婦(夫)	\$ 7,850
夫婦個別申告	\$ 3,925

出所：東京税理士会

http://www.tokyozeirishikai.or.jp/con_nihonsekaizeisei/nihon_kaigai/zeiseigaiyou_ame.html.

²⁷⁾ 税制調査会編(1966)10頁,24~29行目引用。

²⁸⁾ 平成7年1月1日から平成21年12月31日までの間に行った政治活動に対する一定の寄付金のうち、政党・政党資金団体に対する政治活動に関する寄付金で、政治資金規正法第12条または第17条による報告がされたもの。(租税特別措置法第41条の18、租税特別措置法施行令第26条の27)。

用可能となった²⁹⁾。第2章でも述べるように、所得控除方式に比べて、税額控除方式は、累進構造を持つ所得税において所得税率に影響を受けず独立である。寄付金における税額控除方式の再導入については、昭和58年11月の『今後の税制のあり方についての答申』において、障害者控除等の特別な人的控除について、「控除の方式については、特別な人的事情に基づく担税力を斟酌する制度の趣旨からすれば、所得控除方式は高額所得者がより大きく受益するため、むしろ、税額控除方式に切り替えることも検討してよいとの意見もあるが、税額控除方式から所得控除方式に切り替えられてきた経緯もあり、税制の簡素化の観点等からも、現状においてあえて変更する必要はないと考える」としている。このことは、寄付金の所得控除については触れられていない。しかし、税額控除から改正されてきた経緯を考えれば、同じ考え方であろうと思われる。

1・3 寄付金控除の根拠

寄付金控除をおこなう根拠を見てゆくにあたってまず所得と所得控除について考えてみたい。所得税は個人の所得に対して課せられる税である。昭和24年(1949)の「シャウプ勧告」は長期的・安定的な税制、公平な税制等を目的として、所得税中心の租税体系のための報告書を発表した。この報告書は、わが国における税制の基礎となっている。金子(1976)は、「所得は、人の総合的担税力の標識として最もすぐれており、所得税は、基礎控除等の人的控除および累進税率と結びつくことによって、担税力に即した公平な税負担の配分を可能にするのである。」といている³⁰⁾。所得税を課税する上で、所得の大きさを考える基本的考え方の一つとして包括所得概念がある。包括所得概念では、所得は以下の式で表される。

$$\text{所得} = \text{消費} + \text{純資産増加額}$$

²⁹⁾ 田中(2005)23頁,32~33行目引用。

³⁰⁾ 金子(1976)170頁,14行目~171頁,1行目引用。

これは所得を、ある期間中の消費に期末における資産を加算して、ここから期首における資産を控除して求めることをあらわす。藤田(1992)は贈与をする側について、「この場合の資産移転は、明らかに通常概念での消費ではないから、当然、所得計算上控除すべきだと考える事ができよう。」といている³¹⁾。所得控除は、総所得金額から控除される。中里(2003)は、「費用ではないところの支出で、将来キャッシュフローの増加の可能性のないものが、移転と消費である(中略)移転は(中略)単に現在の純資産の減少をもたらすのみであり、実際の財・サービスの破壊を伴わないから、消費と異なり控除されなければならない。」といている³²⁾。そして、寄付支出は典型的な形の移転であり、寄付金控除は認められるといており、「寄付をなした場合、その者の純資産は、(中略)寄付の額だけ減少し、(中略)しかも寄付によってその者は実物の財・サービスの破壊(=消費)をおこなっていないから、理論的に考えた場合は、それについては、移転をなした側において控除して、移転を受けた側において課税すべきである」といている³³⁾。藤田(1992)は、寄付金控除を「収入獲得するための経費ではなく、個人的な支出に関する(中略)個人的支出控除」といており³⁴⁾、寄付支出は政策的配慮による特別項目として控除するといっている³⁵⁾。寄付金控除は奨励補助金的な性格を持つとも言われる。このように、寄付金支出は純資産の減少をもたらすのみであり、所得から控除されるべきであると考えられる。

所得から控除される控除制度について藤田(1992)は、「粗収入、税法上の所得あるいは算出税額から、所定の金額を差し引く事を認める制度を意味する(中略)課税所得の算出のための控除(例：経費控除、給与所得控除)、所得控除(例：人的控除、寄付金控除)、税額控除(例：配当控除)」があるといっている³⁶⁾。ほとんどの寄付金支出が現在、所得控除方式を採用し、同じ控除制度の中でも税額控除方式を採用してない事についての経緯について前章でふ

³¹⁾ 藤田(1992)21頁11～12行目引用。

³²⁾ 中里(2003)101頁,14～19行目引用。

³³⁾ 中里(2003)115頁,9～14行目引用。

³⁴⁾ 藤田(1992)93頁,1～3行目引用。

³⁵⁾ 藤田(1992)ではBradfordを基礎として、モデル所得税における課税ベースの導入を紹介しており、その中で寄付金は控除し、また、日本の所得税における取り扱いでも控除されると書いている(藤田(1992)27頁,表2-1参照)。

³⁶⁾ 藤田(1992)64頁,3～13行目引用。

れたが、所得控除方式と税額控除方式の違いは第2章3節で見てゆきたい。

次に、寄付金について控除するべきかどうかという議論について見てみる。寄付支出を控除することは、課税ベースから寄付金の控除対象額分だけ税収を減少させることとなる。Musgrave(1983)は「このような寄付がなければ、慈善事業は大きな損失を蒙り、いくつかは生き残れなかったのではないかとわれている。」とっており³⁷⁾。また、「慈善的寄付を全体としてみれば慈善事業は国庫が税収を失うものをちょうど手に入れると評価されてきた。」といている³⁸⁾。その一方でGood(1966)は、「たとえ控除に賛成する主張が事柄自体正当であると認められたとしても、控除があるために促進される寄付の金額が失われる歳入に比べてきわめて少額にとどまる事が明らかになれば、それを継続すべしとする主張はできないであろう」といっている³⁹⁾。このように、寄付金控除制度を導入することによる税収減以上に寄付支出金が増加するかどうかで、寄付金を控除すべきかどうか判断するという意見は多い。木下(1991)は、「寄付と税金の関係を考える場合重要なことは、寄付をするものと寄付を受けるもののほかに一般国民を考慮する必要があると言う事である。税引き後の所得から寄付するのであれば一般国民は直接関係ないが、寄付金控除(中略)によって所得税(中略)が免税になる場合にはその分だけ国民に追加負担が生ずるからである。」といている⁴⁰⁾。寄付金控除が妥当かどうかを判断する方法は、寄付税制が効率的であるかどうかということであると考えられる。木下(1991)では、これを以下のようにあらわされるといっている。

$$\frac{\text{個人の寄付の増加額}}{\text{税収減}} = \text{「効率」}$$

木下(1991)は、「免税によって寄付が税収減以上に増加するかどうか、その意味で寄付免税の拡大が望ましいかどうかは、経験的に実証するよりほかないといえよう。」といている⁴¹⁾。つまり、この「効率」が絶対値で1以上で

³⁷⁾ 木下和夫監修 Musgrave 著(1983)432頁,9~11行目引用。

³⁸⁾ 木下和夫監修 Musgrave 著(1983)432頁,7~8行目引用。

³⁹⁾ 塩沢潤訳 R・Goode(1966)183頁,7~10行目引用。

⁴⁰⁾ 木下(1991)140頁,29~38行目引用。

⁴¹⁾ 木下和夫(1991)141頁,20~26行目引用。

あれば、寄付免税は社会的に意味があり、未満であれば寄付免税は無意味であるということである。本稿では、第 3 章において国税庁企画課「申告所得標本調査結果報告」を使い、実際に寄付が効率的であるかどうか実証をおこなう。

第2章 所得税制が個人寄付に与える影響

寄付に対する課税の優遇は、個人の寄付支出を促進する働きがあると考えられる。所得税制が個人寄付に与える影響を考えるにあたって、第1節において寄付金の税制優遇が消費者選択にどのような影響を与えるか一般的な消費者選択を参考にしてみたい。第2節では、実質的な価格である寄付の租税価格とは何かをみる。第3節では所得控除方式と税額控除方式の違いについてみる。現在、個人の寄付金控除のほとんどが所得控除方式であるが、昭和42年(1967)改正以前、寄付金控除は税額控除方式であった。また現在においても、寄付の一部が政治活動に関する寄付をした場合のみ認められている税額控除もある。これらのことから、藤田(1992)がいう「寄付金控除は奨励補助金的な特別措置」という性格も考えた場合⁴²⁾、寄付金控除の所得控除と税額控除との違いをみる。第4節では、第2節、第3節をふまえたうえで、具体的な数字をあてはめて所得控除と税額控除どちらが望ましいかを考えてみたい

2・1 寄付金支出と消費支出の選択

寄付に対する税制の優遇措置は個人の寄付金支出にどのような影響を与えるのだろうか。消費者選択の問題と同様に考えることにする。家計が一定の所得 M を、寄付金支出 D と寄付金以外の消費支出 X にどのように配分するかを考えてみる。価格を P 、所得税 T 、所得税率 t とする。家計の効用関数は、

$$U = U(X, D, P) \quad (2-1)$$

とする。最初に、寄付金支出に所得控除が認められない場合を見る。消費者が支払う所得税額は、租税関数、

$$T = tM \quad (2-2)$$

⁴²⁾ 藤田(1992)100頁5~6行目引用。

となる。消費者は、一定の予算制約のもとにこの効用関数を最大化するように、消費と寄付の組み合わせを決める。予算制約式は、

$$\begin{aligned} P_x X + P_d D + T &= M \\ P_x X + P_d D &= M - T \end{aligned} \quad (2-3)$$

となる。(2-2)式を(2-3)式を代入すると以下のように書き換えられる。

$$\begin{aligned} P_x X + P_d D &= M - tM \\ P_x X + P_d D &= (1-t)M \end{aligned} \quad (2-4)$$

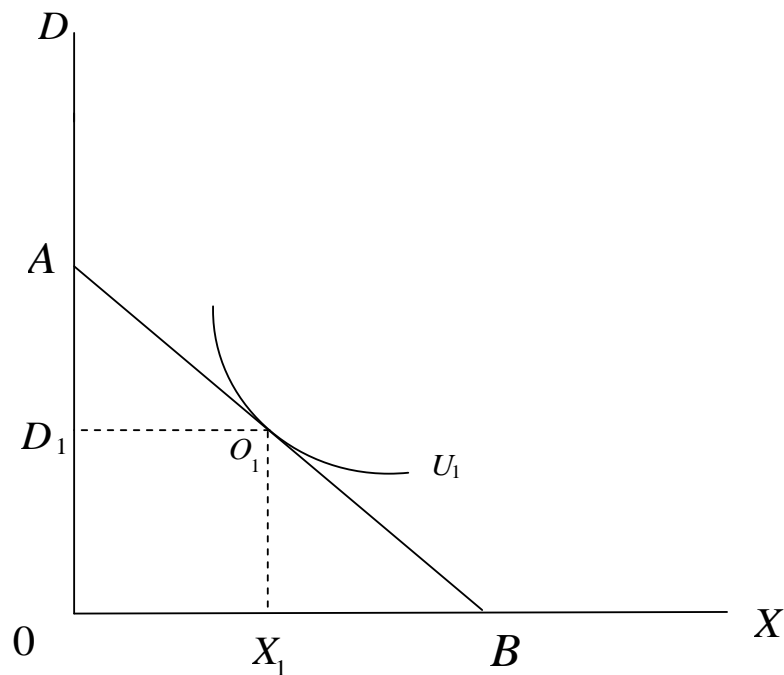


図 2-1 寄付支出と消費支出の選択(寄付金控除がない場合)

図 2-1 は、効用を最大化するように、寄付金支出と寄付金支出以外の支出を決定する消費者選択の問題を図示したものである。予算制約線 AB 上の A 点は所得を全額寄付金支出に当てた場合であり、 $\frac{(1-t)M}{P_d}$ となる。予算制約線 AB

上の B 点は所得を全額寄付金以外の消費支出に当てた場合は、 $\frac{(1-t)M}{P_x}$ となる。

曲線 U_1 は納税者の寄付と寄付以外の消費に対する選好を表す無差別曲線である。この曲線上において消費者は、寄付と消費のいかなる組み合わせでもおなじ効用水準になる。寄付金控除が認められない場合の、消費者の選択する寄付金支出と寄付金以外の消費の組み合わせは、無差別曲線 U_1 と予算制約線 AB の接点 O_1 で効用を最大化され、最適な寄付金支出 D_1 と寄付金支出以外の消費 X_1 を選択する。

次に、寄付金支出に所得控除を認めた場合を考える。単純化のため、この家計の所得控除は寄付金控除のみとし、寄付金支出は全額所得控除できるものとする⁴³⁾。この場合、消費者が支払う所得税額は、控除できない場合の租税関数(2-2)から(2-5)式のようになる。

$$T = t(M - P_d D) \quad (2-5)$$

(2-5)式を(2-3)式に代入すると

$$\begin{aligned} P_x X + P_d D &= M - t(M - P_d D) \\ &= M - tM + tP_d D \\ &= (1-t)M + tP_d D \\ P_x X + P_d D - tP_d D &= (1-t)M \\ P_x X + (1-t)P_d D &= (1-t)M \end{aligned} \quad (2-6)$$

⁴³⁾ ここでは単純化のため、寄付金控除には上限も下限もなく全額控除できることとしている。なお、平成18年においては、寄付金控除は寄付金支出の5千円を超える額から合計所得の30%までの金額が認められる。

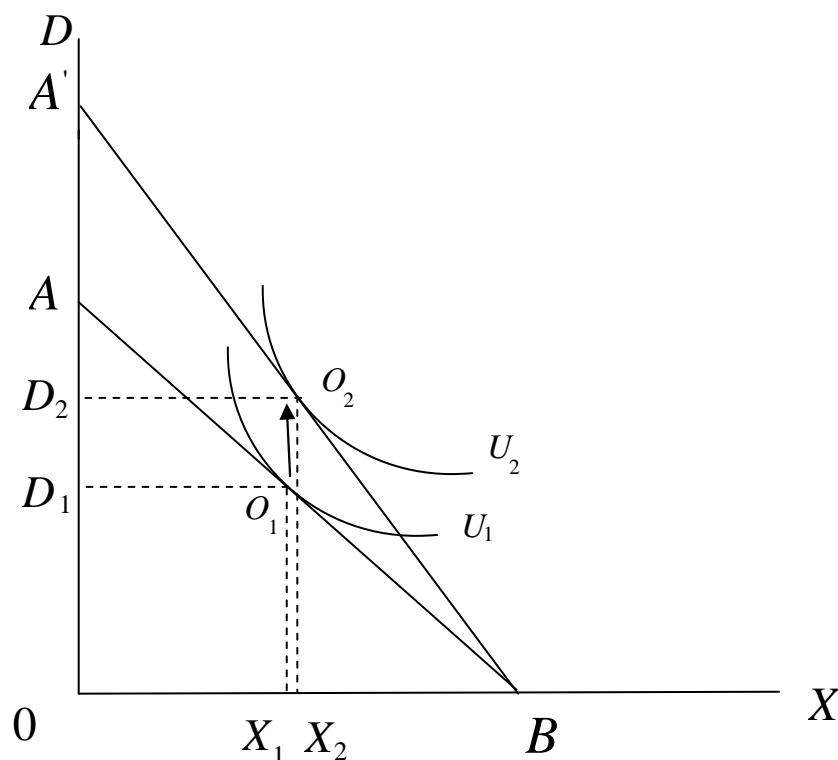


図 2-2 寄付支出と消費支出の選択(寄付金控除が認められる場合)

図 2-2 は、寄付金支出が全額所得控除できると仮定した場合の寄付金支出と寄付金以外の消費支出の選択の図である。曲線 U_2 は納税者の寄付と寄付以外の消費に対する選好を表す無差別曲線である。寄付金控除が認められる場合、消費者にとって寄付金支出以外の消費に対する、寄付金支出の相対価格が低下し、予算制約線は AB から $A'B'$ に移動する。予算制約線 $A'B'$ 上の A' 点は、所得を全額寄付金支出に当てた場合であり、 $\frac{(1-t)M}{(1-t)P_d}$ である。予算制約線 $A'B'$ 上の B 点は所得を全額寄付金以外の消費支出に当てた場合は、 $\frac{(1-t)M}{P_x}$ となる。寄付金控除が認められる場合の、消費者の選択する寄付金支出と寄付金以外の消費の組み合わせは、無差別曲線 U_2 と予算制約線 $A'B'$ の接点 O_2 で効用を最大され、最適な寄付金支出 D_2 と寄付金支出以外の消費 X_2 を選択する。寄付金控除が認められることにより、寄付金支出と寄付金支出以外の消費支出の組み合わせも $D_1 X_1$ から $D_2 X_2$ に移動する。以上のように、寄付金に所得控除が認めら

れている場合には、認められていない場合に比べて、寄付金支出に促進効果を与えている事が分かる。ただし、現在のように寄付金控除に上限と下限がある場合、全額控除できる場合に比べて、その促進効果は弱められると考えられる。所得税法においては、平成 17 年(2005)所得税改正によりこの上限は合計所得金額の 25% から 30% に引き上げられ、下限は平成 18 年(2006)改正により 1 万円から 5 千円に引き下げられた⁴⁴⁾。このことは、限度があることにより弱められた促進効果を以前より強める方向に促進する働きを持つと考えられる。

2・2 寄付の租税価格

寄付の租税価格(tax price)とは税負担の変化までを含めた実質的な価格をいう。寄付を行うことにより、寄付以外の財を購入する場合と比較して税負担は軽減され、その他の消費の価格で評価した寄付の実質価格は低下する。図 2-1、2-2 における予算制約線の傾きは、寄付の租税価格を示していると考えられる。

表 2-1 寄付の租税価格

	合計所得	限界税率	寄付金支出	寄付金以外の財購入	課税所得	税額	寄付の租税価格
A	600万円	0.20	0	10万円	600万円	120万円	-
B	600万円	0.20	10万円	0	590万円	118万円	8万円

表 2-1 は寄付の租税価格の具体例である。単純化のため所得控除は寄付金控除のみとし、全額控除できると仮定している。第 2 節で述べたように寄付金控除が認められる場合、寄付金支出以外の消費支出に対する相対価格が低下する。

同じ合計所得 600 万円の A、B の 2 人の納税者がそれぞれ 10 万円を寄付金とその他の財の購入のために支出したとする。2 人の限界税率は 0.2 である⁴⁵⁾。寄付金以外の財を購入した A 氏は、所得控除を受けることができないので、税

⁴⁴⁾ 住民税においては下限は 10 万円、上限は合計所得の 25% までとなっている。

⁴⁵⁾ 第 2 章 4 節、表 2 - 4 において平成 19 年の 330 万円超 695 万円以下の所得税は 20% である。

額は

$$600 \text{ 万円} \times 0.2 = 120 \text{ 万円}$$

となる。一方、寄付金支出をした B 氏は、10 万円全額所得控除が認められ、合計所得 600 万円から寄付金支出金額の 10 万円を控除できる。税額は

$$(600 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円}) \times 0.2 = 118 \text{ 万円}$$

となる。A 氏と B 氏の税額の差は、

$$120 \text{ 万円} - 118 \text{ 万円} = 2 \text{ 万円}$$

となる。B 氏は寄付をしたことによって、寄付をしていないときよりも税金が 2 万円少ない。このとき、寄付の実質的な価格(租税価格)は、寄付金支出額から少なくなった税額を差し引いた、

$$10 \text{ 万円} - 2 \text{ 万円} = 8 \text{ 万円}$$

となる。このように寄付支出に所得控除が認められている場合、寄付の実質的な価格は限界税率の影響を受ける。限界税率が高いほど寄付の租税価格は低下する。寄付の租税価格が低下すれば、他の条件に変化がない限り寄付支出は増大すると考えられる。第 1 節の(2-6)式をみると、寄付の価格は $(1-t)P_d$ である。税負担の変化までを含めた実質的な価格である寄付金の租税価格は(1 マイナス限界税率)である。表 2-1 において、A 氏の寄付金以外の消費財の価格は 10 万円であるのに対し、B 氏の寄付の租税価格は

$$10 \text{ 万円} \times (1 - 0.2) = 8 \text{ 万円}$$

であるので、寄付の租税価格は $(1 - 0.2) = 0.8$ となる。

2・3 所得控除か税額控除か

この節では、所得控除と税額控除がどのように違うかを見ていきたい。その違いにより、累進構造を持つ所得税の税率や、税制改正における影響もまた異なると思われるからである。また、寄付金控除は所得控除方式と税額控除方式どちらが望ましいか検討したい。

所得控除と税額控除の違いを見る。以下、所得 M 、所得控除 E 、税額控除 G 、所得税率 t とする。所得控除制度の下での税額を T_e 、税額控除制度の下での税額を T_g とする。

所得控除の場合

$$\begin{aligned} T_e &= t(M - E) \\ M - T_e &= M - \{t(M - E)\} \\ &= (1-t)M + tE \end{aligned} \tag{2-7}$$

税額控除の場合

$$\begin{aligned} T_g &= tM - G \\ M - T_g &= M - (tM - G) \\ &= (1-t)M + G \end{aligned} \tag{2-8}$$

可処分所得 $M - T$ を同額にしようとする $tE = G$ となる。所得控除の場合は、税率に影響を受け、税額控除の場合は税率から独立的といえる。また、累進税率のもとで、税率が高く設定されている所得者層では所得が同じ場合、可処分所得が増加するということになる。これについては、第4節の具体例を参考にされたい。

寄付金控除は、政治的寄付以外の寄付については所得控除方式を採用してい

る。藤田(1992)は、「社会的に望ましい寄付行為について、寄付金拠出額の一定割合だけ税負担を軽減する事が目的であれば、税額控除方式を選ぶべきである。寄付金を所得控除方式にすると、一定の控除による税負担の軽減額は限界税率が高い納税者ほど大きくなる。他方、寄付金の支出はその額だけ課税ベースである所得を削減するという考え方をとれば、課税標準算出のための控除あるいは所得控除という形式が選ばれるべきである。」と述べている⁴⁶⁾。納税者の獲得能力に応じた負担を求める所得課税において、所得控除されるもののなかでも最低生活水準の保障のような性格を持つ人的控除とは異なり、寄付金控除は奨励補助金的な性格を持つ。第1章2節でふれたように、寄付金制度が税額控除から所得控除に改正された経緯は、昭和42年(1967)税制調査委員会の『税制簡素化についての第1次答申』において、税額控除が容易に理解されない事や計算を複雑化していることがあげられている。Musgrave(1983)によると「税額控除をおこなうほうが誰もが同じ補助率を与えられることになり(中略)かなり公平なように見えるが(中略)実証研究がかなり興味ある結果を示している(中略)第1に同じ税収減の税額控除への代替は総寄付金額にほとんど影響がない(中略)第2に寄付の構成に似かなり大きな変化が生ずる(中略)低所得の寄付が多く占めている教会への寄付は増加するが、高所得者の寄付に頼っている教育施設や他の慈善事業への寄付は急激に下落すると見られる。」と述べている⁴⁷⁾。

2・4 寄付の租税価格と所得控除・税額控除

現在、政治活動に対する寄付のうち一定のものをした場合⁴⁸⁾、税額控除が認められている。税額控除と比較した場合、所得税額控除は累進課税のもとで限界税率が高くなるほどその影響は大きいと考えられる。所得税制において、所得控除方式をとるか税額控除方式をとるかを考えるにあたり、どのような違いがあるか、平成18年、19年の税率で具体的に見てみたい。

⁴⁶⁾ 藤田(1992)65頁,5~10行目引用。

⁴⁷⁾ Musgrave(1983)432頁,20~31行目参照。

⁴⁸⁾ 一定のものとは、政治資金規正法第3条第2項の政党及び政治資金規正法第5条第1項第2号政治資金団体に対する政治活動に関する寄付で、政治資金規正法第12条または政治資金規正法第17条による報告書により報告されたもの。

表 2-2 平成 18 年所得税・住民税税率表

課税所得金額	所得税	住民税	合計
200万円以下	10%	5%	15%
330万円以下	10%	10%	20%
700万円以下	20%	10%	30%
900万円以下	20%	13%	33%
1800万円以下	30%	13%	43%
1800万円超	37%	13%	50%

表 2-3 平成 18 年所得控除と税額控除の比較

課税所得金額	限界税率	寄付支出額	所得控除の場合				30%税額控除の場合	
			税負担軽減額			寄付の実質コスト	税負担軽減額	寄付の実質コスト
			所得税	住民税	計			
200万円以下	15%	20万円	1.95万円	0.5万円	2.45万円	17.55万円	5.7万円	14.3万円
330万円以下	20%	20万円	1.95万円	1.0万円	2.95万円	17.05万円	5.7万円	14.3万円
700万円以下	30%	20万円	3.90万円	1.0万円	4.90万円	15.10万円	5.7万円	14.3万円
900万円以下	33%	20万円	3.90万円	1.3万円	5.20万円	14.80万円	5.7万円	14.3万円
1800万円以下	43%	20万円	5.85万円	1.3万円	7.15万円	12.85万円	5.7万円	14.3万円
1800万円超	50%	20万円	7.215万円	1.3万円	8.515万円	11.485万円	5.7万円	14.3万円

表 2-2,2-3 は平成 18 年税制において、寄付金支出を所得控除する場合と 30% の税額控除する場合の寄付金の租税価格を比較したものである⁴⁹⁾。課税所得金額が 200 万円以下の個人は、所得控除方式の場合、足きり額が所得税は 5 千円、地方税は 10 万円であるので、それを超える金額のみ所得控除できるということになる。寄付の租税価格は(1 - 限界税率)なので、寄付金支出をしたことにより限界税率分だけ税額が安くなる。この個人の実際の税負担軽減額は、所得税は、

$$(20 \text{ 万円} - 5 \text{ 千円}) \times 10\% = 1.95 \text{ 万円}$$

⁴⁹⁾ 寄付金控除は昭和 42 年(1967)所得控除方式が導入されるまで、税額控除方式を採用していた。昭和 41 年(1966)の税額控除の控除割合は寄付支出額の 30%であった。

となり、住民税は

$$(20 \text{ 万円} - 10 \text{ 万円}) \times 5\% = 0.5 \text{ 万円}$$

となり、合計で、2.45 万円の税負担の軽減となる。寄付の租税価格は

$$20 \text{ 万円} - 2.45 \text{ 万円} = 17.55 \text{ 万円}$$

となる。一方、税額控除方式を採用した場合は、寄付支出額 20 万円から 1 万円を控除しそれに 30% の控除税率をかけるので、

$$(20 \text{ 万円} - 1 \text{ 万円}) \times 30\% = 5.7 \text{ 万円}$$

となり、寄付の租税価格は、

$$20 \text{ 万円} - 5.7 \text{ 万円} = 14.3 \text{ 万円}$$

となる。

表 2-4 平成 19 年所得税・住民税率表

課税所得金額	所得税	住民税	合計
195万円以下	5%	10%	15%
330万円以下	10%	10%	20%
695万円以下	20%	10%	30%
900万円以下	23%	10%	33%
1800万円以下	33%	10%	43%
1800万円超	40%	10%	50%

表 2-5 所得控除と税額控除の比較

課税所得金額	限界税率	寄付支出額	所得控除の場合				30%税額控除の場合	
			税負担軽減額			寄付の実質コスト	税負担軽減額	寄付の実質コスト
			所得税	住民税	計			
195万円以下	15%	20万円	0.975万円	1.0万円	1.975万円	18.025万円	5.7万円	14.3万円
330万円以下	20%	20万円	1.95万円	1.0万円	2.950万円	17.050万円	5.7万円	14.3万円
695万円以下	30%	20万円	3.90万円	1.0万円	4.900万円	15.100万円	5.7万円	14.3万円
900万円以下	33%	20万円	4.485万円	1.0万円	5.485万円	14.515万円	5.7万円	14.3万円
1800万円以下	43%	20万円	6.435万円	1.0万円	7.435万円	12.565万円	5.7万円	14.3万円
1800万円超	50%	20万円	7.8万円	1.0万円	8.800万円	11.200万円	5.7万円	14.3万円

表 2-4,2-5 は平成 19 年における、寄付金の所得控除と税額控除の寄付の租税価格の比較の表である。計算方法は平成 18 年と同じである。平成 19 年より所得税、住民税の税率が改正されるので、それぞれの適用税率で計算している。

いずれの場合においても、寄付支出に対して一律に税額控除を認めた場合には、限界所得税率の影響を受けない。課税所得の区分に係らず寄付の租税価格は同額である。これは、第 3 節でみたように、税額控除の場合は寄付の租税価格は、所得税の税率構造に依存していないからである。

寄付支出に所得控除を認める場合には、限界税率が高くなるほど寄付の実質コストが低下している。所得税は累進課税なので寄付支出の所得控除を認めた場合、高額所得者ほど寄付の実質コストが低下する。このことは、高額所得者への優遇につながり、課税の垂直的な公平性の観点から問題があると考えられる。

このように、寄付金の優遇税が所得控除方式をとる場合と税額控除方式をとる場合では個人に対する影響はかなり異なる。増井(2003)は、「日本の所得税法上の寄付金控除については租税特別措置であるという理解が一般的である。そしてもしその見方を徹底させるならば、所得控除の形をとるよりも、税額控除や補助金に切り替えるべきであるというのが論理的である」と述べている

50)。この章でも見てきたように、税額控除方式は限界税率に関わらず同額の優遇が受けられるのに対して、所得控除方式の場合は限界税率の高い高額所得者のほうのメリットが大きく、高率の補助金を与えられるような結果になっている。このことは、公平の観点からみれば望ましいとはいえないであろう。しかし表 2-3 や 2-5 でも見てきたように、所得控除方式を採用することにより、寄付の租税価格が高額所得者ほど低くなる事は、高額所得者の寄付金支出を促進している効果もあるのではないだろうか。本稿では次の章において、国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』のデータを使って実際に寄付の価格弾力性と所得弾力性の測定を行い、寄付の租税価格は寄付金支出への促進効果を持つかみてゆきたい。

⁵⁰⁾ 増井良啓(2003)178頁,9~12行目引用。

第 3 章 寄付税制の実証分析

第 2 章で見てきたように、個人の寄付支出について、寄付金に所得控除が認められている場合には、認められていない場合に比べて、個人の寄付支出を促進する効果がある。所得税法第 78 条では、「居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）に掲げる金額が一万円を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する」となっており、合計所得から寄付金控除を差し引いて、課税所得を求める⁵¹⁾。寄付の租税価格は 1 マイナス限界税率である。限界税率が高いほど租税価格は低下し、寄付支出は増大する。累進構造を持つ所得税においては、高額所得者ほど限界税率が高く、寄付の租税価格は低くなる。従って、寄付支出に対する所得控除は、高額所得者ほど寄付支出を促進する効果が高いということになる。この章ではまず、第 1 節において実証分析をおこなうにあたりモデルをみる。次に、第 2 節において寄付の先進国といわれるアメリカの実証分析の結果、また日本における結果をみる。そして第 3 節では国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』の平成 11 年(1999)から平成 16 年(2004)の最新のデータを用い、寄付金控除が持つ寄付支出に対する促進効果を実際に測定してみる。まず、申告所得者全体について、寄付支出の需要関数を測定する。次に、山内(1997)にならい、営業所得者(自営業者)、農業所得者(農業)、その他の所得者(弁護士・開業医などの専門職、勤労者等)の 3 つの職業別による寄付支出の需要関数も測定する。最後に第 3 節の結果をもとに、第 4 節においては寄付税制が効率的かどうかについてみる。

⁵¹⁾ 今回は単純化のため全額所得控除ができると仮定した。平成 18 年所得税法においては、寄付金控除は寄付支出額から 5 千円を超える額が寄付金控除として認められている。

3・1 寄付の実証モデル

家計が一定の所得 M を寄付支出 D と寄付以外の消費支出 X に配分する。個人は、(2-6)の制約のもとで、(2-1)を最大化するように X と D への支出額を決定する。寄付の需要関数は、

$$D = D((1-t)P_d, P_x, (1-t)M) \quad (3-1)$$

$(1-t)P_d$ を P とおく、

$$D = D(P, P_x, M^d) \quad (3-2)$$

となる。山内(1997)にならい単純化のため、実証分析でよく使われる寄付の需要関数に対数とることにより線形化したものを用いる⁵²⁾。

$$\ln D = A + \alpha \ln P + \beta \ln M^d \quad (3-3)$$

α は寄付の価格弾力性、 β は所得弾力性をあらわす。これを、線形回帰分析により、最小 2 乗法でパラメーターを測定する。

3・2 アメリカ・日本の計測例

実際に計測するにあたって、寄付の先進国といわれるアメリカ、そして日本の寄付の租税弾力性と所得弾力性の計測例を見てみる。これらはおおむね、(3-3)式のような寄付支出関数を特定化した式で計測がおこなわれている。アメリカにおける計測は内国歳入庁のデータを用いている場合が多い。アメリ

⁵²⁾ 山内(1997)175～176頁参照。

力において代表的な計測例はレーガン政権下において 1982 年から 1984 年まで大統領経済諮問委員会の委員長を務めた Feldstein(1975)がある。日本においては、国税庁のデータを用いた山内(1997)が代表的である。

表 3 - 1 寄付の価格弾力性と所得弾力性(先行研究)

		価格弾力性	所得弾力性	期間
		P	Y	
Taussing(1967)	~ \$ 25,000	-	1.310	1962
	\$ 25,000 ~ 100,000	-0.110	1.990	
	\$ 100,000 ~ 200,000	-0.060	3.100	
	\$ 200,000 ~ 500,000	-1.510	2.540	
	\$ 500,000 ~	-0.200	1.750	
Schwartz (1970)	~ \$ 10,000	-0.685	0.283	1929 ~ 1966
	\$ 10,000 ~ 100,000	-0.757	0.922	
	\$ 100,000 ~	-0.408	0.453	
Feldstein (1975)		-1.238	0.822	1948 ~ 1968
Feldstein and Taylor (1976)		-1.088	-0.757	1962
Abrams and Schmitz (1984)		-1.239	0.611	1979
Lawrence and Saghafi (1984)		-1.181	0.792	1976 ~ 1980
Schiff (1985)		-2.790	0.760	1974
Ribar and Shackelford(1995)		-1.997	2.654	1989 ~ 1990
山内 (1997)		-1.701	0.230	1990 ~ 1994
Duquette(1999)	Itemizers	-1.005	0.887	1985
	Nonitemizers	-0.807	0.605	
	Itemizers	-1.241	0.870	1986
	Nonitemizers	-0.637	0.721	
三和総合研究所(2000)		-0.793	-	1999

(注)Duquette(1999)の計測における Itemizers とは項目別控除を選択した個人、Nonitemizers とは、概算控除を選択した個人である。1986 年まで時限立法により概算控除に対しても寄付金控除が認められていた⁵³⁾。

表 3-1 は、アメリカと日本の寄付の価格弾力性と所得弾力性である。個人の価格弾力性、所得弾力性の計測は、初期のものとしては、アメリカにおいて Taussing (1967)が 1962 年のクロスセクションデータで所得階級を 5 つの階級に分けた計測と、Schwartz(1970)の 1929 から 1966 年までの時系列データにより総所得を 3 つの階級に分け計測をおこなったものがある。Feldstein(1975)は 1948 年から 1968 年までの総所得を 17 階級に分け、デー

⁵³⁾ アメリカにおいては個人の所得控除として、医療費、寄付金、税金等の実額を申告し控除する項目別控除か、申告資格に応じ一定の金額を控除する概算控除を選択できる仕組みになっている。Itemizer とはこのうち項目別控除を選択した個人、Nonitemizer とは概算控除を選択した個人をいう。

ターをプールして計測をおこなっている。Feldstein(1975)では、寄付の価格弾力性は - 1.238、所得弾力性は 0.822 となっており、推計結果は有意であり、寄付の優遇税制は意味があるといえる。また、Feldstein(1975)は、「現在の寄付金控除制度がなくなった場合、項目別控除を選択した個人の寄付がおおよそ 28% から 56% 減少する」と述べている⁵⁴⁾。その後もアメリカにおいて多数の計測例がある。いずれの計測結果も測定の数値にはばらつきがあるが、価格弾力性はマイナスの値であり、所得弾力性はプラスの値となっている。これは、先見的な符号と合致する結果である。アメリカにおける 1960 年代以前の計測結果の価格弾力性はおおむね - 0.110 から - 1 の間であるが、1975 年以降の計測例は - 1.088 から - 2.790 と絶対値で大きくなっている。この事は、1975 年以降の計測結果のほうが、1960 年以前の計測結果よりも寄付金税制は効率的であることを示している

日本の計測例は、アメリカの計測例と比べると所得弾力性はかなり小さい。このことは寄付の租税価格を一定とした場合、所得に増加があった場合にはアメリカのほうが日本より寄付にまわす割合が大きいことをあらわしている。山内(1997)は、1990～1994 年の 5 年間をプールし申告所得者全体を計測した。山内(1997)では申告所得者全体の寄付の価格弾力性はマイナス、所得弾力性はプラスである。また、山内(1997)において勤労者、自営業、農家、専門職の 4 つの職業別に計測もおこなっている。農業では有意な結果が得られなかったが、残りの業種では、価格弾力性、所得弾力性ともおおむね有意な結果が得られており、価格弾力性はマイナス、所得弾力性はプラスでいずれも先見的な符号と合致する結果となっている。

三和総合研究所(2000)では、1999 年に寄付金についてアンケートをおこない、その中の有効回答数 2190 件を用いて計測をおこなった。ここでも寄付の価格弾力性はマイナスとなっている。日本におけるこの 2 つの計測結果は、山内(1997)は国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』の平成 2 年(1990)から平成 6 年(1994)までのデータを用い、三和総合研究所(2000)は平成 11 年(1999)におこなったアンケートによるデータを用いている⁵⁵⁾。山内(1997)

⁵⁴⁾ Feldstein(1975)97 頁,29～32 行引用。

⁵⁵⁾ 全国の 10,083 世帯に郵送によりアンケート調査をおこない、回答率 21.7%、有効回答数 2,190 件により分析をおこなっている。

の結果のほうは価格弾力性が - 1.701、三和総合研究所(2000)は - 0.793 である。山内(1997)のほうが三和総合研究所(2000)よりも寄付税制が効率的であるという結果になっている。この2つの計測結果にはかなり差があるといえる。寄付税制は効率的であるかどうか、本稿では国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』の平成11年(1999)から平成16年(2004)までの最新のデータを用いて、実際に計測してみる。

3・3 寄付の価格弾力性と所得弾力性

この節では、国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』を用いて、寄付の価格弾力性と所得弾力性の測定をおこなう。使用するデータは平成11年(1999)から平成16年(2004)のものとする。この期間を計測するのは、所得税の限界税率が同じであり、寄付金控除の認められる最高限度額が合計所得の25%、足きり限度額が1万円と同じだからである。平成17年より最高限度額は合計所得の30%、平成18年より足きり限度額は5千円と改正された。

表 3 - 2 限界税率と寄付の租税価格

課税所得金額		限界税率	寄付の租税価格
超	以下	%	%
	330万円	10	90
330万円	900万円	20	80
900万円	1800万円	30	70
1800万円		37	63

寄付の租税価格は、第2章でも述べたように、寄付支出の実質的な価格である。それは、課税所得に応じた所得税の変化も含めた価格である。寄付支出は、課税所得から控除できるので(1 - 限界税率)が寄付の租税価格となる。平成11

年(1999)から平成 16 年(2004)までの所得税率と寄付の租税価格は、表 3-2 のようになっている。寄付の租税価格は、限界税率の高い、高額所得者ほど低くなっている。もし累進構造が緩和され最高税率が下がった場合は、寄付の租税価格は高くなり寄付への促進効果は低くなると考えられる。

個人の寄付支出については、所得税だけでなく地方税においても、寄付金控除が認められている。寄付の租税価格は限界税率を所得税、地方税の合計額とし、それを 1 から差し引いたものを使用すべきと考えられる。しかし、地方税における寄付金控除の足きり限度額は 10 万円であること、寄付金控除の範囲として認められる範囲が所得税の規定と異なるなどの理由により、今回は単純化のため所得税率のみの限界税率とし、寄付の租税価格を算定した⁵⁶⁾。

表 3 - 3 平成 16 年個人の寄付支出と租税価格

区 分	合計所得/人 万円	課税所得/人 万円	寄付支出/人 万円	限界税率	租税価格
70万円以下	56	11	21	0.10	0.90
100万円以下	86	28	21	0.10	0.90
150万円以下	127	40	28	0.10	0.90
200万円以下	176	54	25	0.10	0.90
250万円以下	223	88	43	0.10	0.90
300万円以下	274	125	40	0.10	0.90
400万円以下	346	185	68	0.10	0.90
500万円以下	446	273	49	0.10	0.90
600万円以下	547	362	72	0.20	0.80
700万円以下	647	454	63	0.20	0.80
800万円以下	747	550	69	0.20	0.80
1,000万円以下	891	688	73	0.20	0.80
1,200万円以下	1,093	897	169	0.20	0.80
1,500万円以下	1,336	1,139	149	0.30	0.70
2,000万円以下	1,717	1,512	157	0.30	0.70
3,000万円以下	2,411	2,207	325	0.37	0.63
5,000万円以下	3,756	3,551	296	0.37	0.63
5,000万円超	10,548	10,335	1,016	0.37	0.63

(出所) 国税庁企画課編『申告所得標本調査結果報告』より作成。

今回使用するデータは、国税庁企画局編『申告所得標本調査結果報告』のうち、所得税率、寄付金控除制度が同じ平成 11 年(1999)から平成 16 年(2004)

⁵⁶⁾ 地方税第 34 条第 1 項第 5 号。

までの6年間である。『申告所得標本調査結果報告』は18の所得階級に分れているので、データ数は108となっている。表3-3は使用するデータのうち、平成16年の申告所得者全体のデータである。合計所得、課税所得、それぞれのデータは、申告所得者計の一人当たりの数値をもとめた。限界税率は課税所得に表3-2を参考にして求めた。寄付の租税価格(S)は(1-限界税率)で算出した。所得額(M)は税引き前の課税所得である。寄付支出額(D)は、寄付金控除額を一人当たりの数値にした後、足きり額である1万円を加算しもとめた⁵⁷⁾。今回は申告所得者計のほかに、職業別の違いを見るため山内(1997)にならい、営業所得者(自営業者)、農業所得者(農業)、その他の所得者(弁護士・開業医などの専門職、勤労者等)の3つの職業サンプルに分け(3-3)式により、最小2乗法で回帰分析をおこなう。

表 3-4 個人の寄付の価格弾力性と所得弾力性

	定数項	説明変数		自由修正 \bar{R}^2	サンプル数
		価格弾力性 $\ln P$	所得弾力性 $\ln M$		
申告所得者計	1.872 ** 6.486	-2.720 ** -4.117	0.281 ** 5.531	0.804	108
自営業者 (営業所得者)	1.982 * 2.623	-5.006 ** -2.805	0.147 1.094	0.393	108
農業 (農業所得者)	1.598 1.708	8.630 ** 3.873	0.521 ** 3.132	0.110	108
専門職・勤労者等 (その他所得者)	1.877 ** 5.918	-2.751 ** -3.875	0.280 ** 5.058	0.781	108

(注)上段は係数、下段はt値を表す。*は5%で有意、**は1%で有意をあらわす。

表3-4は推計結果である。平成11年(1999)から平成16年(2004)までの申告所得者計の結果は、価格弾力性、所得弾力性ともt値は統計的に有意であるといえる。寄付の価格弾力性は-2.720、所得弾力性は0.281である。寄付の価格弾力性はマイナス、所得弾力性はプラスである。これは、先見的な符号条件

⁵⁷⁾ 平成18年改正までは寄付金控除の足きり額は1万円、平成18年からは5千円である(所得税法第78条)。

と合致している。所得弾力性 0.281 という値は、寄付の価格がまったく変化しなかった場合、所得が増えれば寄付支出も増えることを意味する。しかし所得が 1% 増加したとしても寄付の増加は 0.281% ということになるので所得が増加しても、所得に対する寄付の割合は低下するということになる。

次に、平成 11 年(1999)から平成 16 年(2004)の職業別の推計結果である。まず、自営業(営業所得者)である。自営業の価格弾力性の t 値は統計的に有意であるといえる。所得弾力性の t 値は 1.094 と低く、統計的に有意であるとはいえない。寄付の価格弾力性はマイナス、所得弾力性はプラスであり、係数は先見的な符号と合致している。自営業者の場合、寄付の価格弾力性は - 5.006、個人の合計で求めた推定値より大きく、所得弾力性は 0.147、小さくなっている。

農業所得者の t 値は統計的に有意な数値を表していない。修正済み決定係数の値も低く、価格弾力性の係数も先見的な符号条件と合致していない。農業所得は、データにばらつきがあり、いわゆるクロヨンなどの所得の捕捉率の問題もあり、なかなか有意な数値は得られにくいと思われる。同じく、所得の捕捉率の問題がある自営業は、農業に比べて捕捉率が悪いとはいえないであろうことを考えると、寄付をしようとする意思ある個人がもし、資金的に余裕があったとしても、将来の事業資金のためにその資金を留保しておき、寄付をしない事も考えられるのではないか。アメリカにおいては寄付金控除限度額を超えた寄付支出について 5 年間の繰越控除が認められている⁵⁸⁾。このような制度を導入すれば、個人事業者の寄付金支出への促進効果はあるのではないかとと思われる。

専門職・勤労者等(その他所得者)の t 値は価格弾力性、所得弾力性とも統計的に有意であるといえる。寄付の価格弾力性はマイナス、所得弾力性はプラスであり、先見的な符号条件と合致している。専門職・勤労者等の場合、寄付の価格弾力性は - 2.751、個人の合計で求めた推定値より絶対値でやや大きく、所得弾力性は 0.280 とほぼ同じである。このように、職業別の推定値は農業所得者以外では統計的に有意であり、各弾力性も推論とあっているといえる。

全体的に寄付の価格弾力性が絶対値で高いということは、所得税の寄付金控

⁵⁸⁾ 内国歳入法典第 170 条()。

除制度に対する意識が高く、寄付金を優遇することにより、寄付支出が増える可能性があるということである。逆に所得弾力性がアメリカの先行研究に比べ低いということは、所得が増加しても、寄付金支出が増える要因とはなりにくいことをあらわしている。

3・4 寄付税制は効率的か

寄付を税制上優遇することは、寄付金控除と認められた額に限界税率をかけた分だけ税収が減少する。しかし寄付を税制上優遇することによって、寄付金の額が増えれば、国や地方公共団体、NPO等に対する国からの直接支出を減らすことができるかもしれない。このように政策的に税収を減少させることにより、補助金的な役割を持たせることを政府のおこなう租税支出(タックス・エクスペンディチャ-)という。このことは寄付金控除が、租税政策的な性格を持つ所得控除であるといわれている理由である。このような寄付促進のための税制は、寄付金控除分だけ減らされた税収より、寄付支出が増加しなければ、効率性の観点からは正当化されない。山内(1997)に従い、家計の所得M、寄付額をD、寄付優遇税制がない場合の税収をTとおく、優遇税制を通じた寄付に対する補助率は寄付が所得控除される場合は限界税率であり、税額控除される場合は控除率を意味する。今回は、所得控除される場合について見ていく。(2-6)式、 $(1-t)P_d$ を1とするので、寄付支出 P_dD を1とおく。寄付の租税価格 $(1-t)$ は以下ではPと表記する。先行研究において山内(1997)は、(3-3)式における α が価格弾力性であることを以下のように説明している⁵⁹⁾。

$$\alpha = \frac{\partial \ln D}{\partial \ln P} = \frac{\partial D}{\partial P} \cdot \frac{P}{D} \quad (3-4)$$

次に、山内(1997)は寄付の価格弾力性を α とおき、(3-4)から次の関係式が得られる⁶⁰⁾。

⁵⁹⁾ 山内(1997)187頁参照。

⁶⁰⁾ 山内(1997)181頁参照。

$$\varepsilon = \frac{P_d D}{D_d P}$$

$$P_d D = \varepsilon D_d P \quad (3-5)$$

寄付支出額と税収の合計を G とする⁶¹⁾。

$$G = D + T - tD \quad (3-6)$$

寄付優遇税制がない場合の税収 T を一定とし、山内 (1997) は以下を導き出している⁶²⁾。

$$dG = (1 + \varepsilon) D_d P \quad (3-7)$$

山内(1997)では、「 $\varepsilon < -1$ ならば $\frac{dG}{dP} < 0$ であり、寄付金控除が導入され P が低下すると G が増加するから、寄付金控除制度は効率性の観点から導入する価値がある」といっている⁶³⁾。寄付金控除制度が導入され、寄付の租税価格 P が低下すると、寄付金控除が認められる場合の寄付支出額 D と税収 T の合計 G が増加する。寄付の価格弾力性が -1 より絶対値で上回るかどうか、寄付税制の効率性を評価する場合の指標となる。

第3節で計測した推定値によると、寄付の価格弾力性は申告所得者全体で -2.720 と -1 より絶対値で大きい。また職業別の推計結果においても、農業所得を除いて -1 より絶対値で大きくなっている。これは、寄付金控除制度が導入されることにより、寄付支出額 D と税収の合計 G が増加し寄付金控除制度は効率性の観点から導入する価値があるといえる結果となっている。

⁶¹⁾ 山内(1997)181 頁参照。

⁶²⁾ 山内(1997)181 頁参照。

⁶³⁾ 山内(1997)181 頁、6~7 行目引用。

おわりに

本稿では、寄付金の所得控除方式における寄付の租税価格が寄付金支出にどのような効果を与えるかを考えた。

第1章では寄付金控除の現状と税額控除から所得控除に改正された経緯、寄付金支出を控除する根拠を見た。現在寄付金控除は、政治的寄付金支出を除いて所得控除方式をとっている。奨励補助金的な性格を持つと考えられる寄付金控除は昭和37年(1962)の導入当時、税額控除方式を採用していた。寄付金支出が所得控除方式に改正されたのは昭和42年(1967)である。昭和41年(1966)税制調査委員会『長期税制のあり方についての中間答申』によると、所得控除方式への改正した理由を以下のように述べている。税額控除方式は「現在の仕組みが複雑であること(中略)時の経過に応じて個々に再検討しなければならない技術的煩雑さがあり、その決定のための客観的基準が必ずしも明確でない」こととなっている⁶⁴⁾。その後も、寄付金支出を優遇する方向に改正がおこなわれている。平成18年(2006)現在、寄付金支出額の5千円を超える額から、合計所得金額の30%を限度として総所得金額から所得控除することが認められている。寄付金控除を利用する納税者は、所得控除方式を採用してから緩やかに増加している。平成11年から16年の間において、合計所得金額1千万円超の高額所得者の寄付金控除適用者の割合は、寄付金控除適用者全体の約4から5割を占めている。

第2章では、寄付金支出に対する税制の優遇が個人の寄付支出にどのような影響を与えるか消費選択の問題と同様に考えた。所得控除として寄付金控除を導入した場合、その他の消費支出が同じであるのに対して、寄付金支出は増加し、促進する働きがあった。そして、税率から独立している税額控除方式に対して、所得控除方式は税率の影響を受ける。寄付の実質価格である寄付の租税価格は1マイナス限界税率であり、累進構造を持つわが国の所得税においては

⁶⁴⁾ 税制調査会編(1966)10頁,33~11頁,3行目引用。

限界税率の高い納税者ほど寄付の租税価格は低くなる。

第3章では、まず、過去のアメリカと日本の実証分析をみた。アメリカにおいては寄付の価格弾力性は、1960年以前の計測結果は - 0.110 から - 1 の間であるが、1975年以降の計測例は - 1.088 から - 2.790 と絶対値で大きくなっている。この結果は1975年以降の推計結果のほうが1960年以前の結果に比べて、寄付金税制が効率的であることを表している。日本における先行研究は、山内(1997)と三和総合研究所(2000)がある。山内(1997)においては寄付の価格弾力性は - 1.701、三和総合研究所(2000)においては - 0.793 である。山内(1997)のほうが結果として寄付金税制は効率であった。この2つの計測結果にはかなり差がある。

本稿では、国税庁企画局編『申告所得税標本調査結果報告』の平成11年(1999)から平成16年(2004)の最新のデータを使って寄付の価格弾力性と所得弾力性の測定を行った。寄付促進のための税制は、寄付金控除分だけ減らされた税収より、寄付支出が増加しなければ、効率性の観点からは正当化されない。山内(1997)によると寄付税制の効率性の条件は、「寄付支出の価格弾力性が - 1 を絶対値で上回ること」である。本稿の計測の結果、申告所得者全体では寄付の価格弾力性は - 2.720 となった。申告所得者計では寄付金控除制度は効率性の観点から導入する価値があるといえる結果となった。

職業別にみると専門職と勤労者の価格弾力性は - 2.751 となり、申告所得者計よりも絶対値で高い数値となっている。

税率から独立的である税額控除方式に対して、所得控除方式は限界税率の影響を受ける。わが国の所得税は累進構造を持つ。寄付金支出に所得控除方式を採用する事は、税額控除方式を採用する事より公平性の点で問題があり、いわゆる金持ち優遇という議論もある。しかし、本稿で寄付の価格弾力性について絶対値で高い数値が得られたということは、所得控除方式での寄付金控除に対する意識が高く、寄付金の優遇税制により、寄付支出が増える可能性が大きいということである。国や地方公共団体、非営利法人等への寄付金の出し手である個人の寄付金支出を優遇する事は、寄付金支出をさらに促し、政府支出を削減できるかもしれない。また、人々の多様な公共的ニーズに答える方法のひとつであると思われる。寄付文化が比較的希薄といわれているわが国において、

税制調査会のいう「公共」の意識を育てるためにも、寄付金支出を優遇する事は有効な手段である。

参考文献（英文）

Burton A. Abrams and Mark D. Schmitz(1984),“The Crowding-Out Effect of Governmental Transfers on Private Charitable Contributions”*National Tax Journal* ,Vol.XXXVII,No.4.

Charles T Clotfelter(1985),*Federal Tax Policy and Charitable Giving*, University of Chicago Press.

Christopher M. Duquette(1999), “ Is Charitable Giving by Nonitemizers Responsive to Tax Incentives? New Evidence”*National Tax Journal* , Vol.XLII,No.2 .

David B. Lawrence and Massoud M. Saghafi(1985),“The Flat-Rate Income Tax, Tax Burden, and Charitable Contributions”*National Tax Journal* , Vol.XXXVII,No.4.

David C.Ribar and Mark O.Wilhelm(1995),“Charitable Contributions to International Relief and Development”*National Tax Journal*,XLIII,No.2.

Jerald Schiff(1985),“Does Government Spending Crowd Out Charitable Contribution”*National Tax Journal* ,Vol.xxxvIII,No.4.

Henry. C. Simons (1938),*Personal income taxation* ,University of Chicago Press.

Martin Feldstein(1976), “ Tax Incentives and Charitable Contributions in The United States ” *Journal of public Economics* ,5.

Martin Feldstein(1975), “ The Income Tax and Charitable Contributions: Part1 ” *National Tax Journal* ,Vol.XXVIII,No.1.

Martin Feldstein(1975), “ The Income Tax and Charitable Contributions: Part 2 ” *National Tax Journal*,Vol.XXVIII,No.2.

Martin Feldstein and Amy Taylor (1976),“The Income Tax and Charitable Contributions”*Econometrica* ,Vol.44,No.6.

Michael K. Taussing(1967),“Economic Aspects of the Personal Income Tax Treatment of Charitable Contributions” *National Tax Journal* ,Vol.XX, No.1.

Robert A. Schwartz (1970),“Personal Philanthropic Contributions” *Journal of Political Economy* ,Vol.78,No.6.

Stanley. S .Surrey(1973),*Pathways to tax reform*,Harvard University Press.

Taussing M.K.(1967), “ Economic aspects of the personal income tax treatment of charitable contributions ” *National Tax Journal*,Vol.XX, No.1.

U.S. Department of the Treasury(1977),*Blueprints for Basic Tax Reform*,Washington.

参考文献（邦文）

跡田直澄(2002)「非営利セクターと寄付税制」『フィナンシャル・レビュー』 No.65.

石村耕治(1992)『日米の公益法人化税法の構造』弘文社.

井掘利宏(1996)「寄付税制と経済厚生」『総合税制研究』 No.4.

玉国文敏(1991)「寄付金控除の対象となる寄付金の意義と範囲(上・下)」『ジュリスト』 No.991.

小川正雄(2002)「寄付金控除から見た所得控除」『税法学』 No.547.

金子宏(1976)『租税法 第八版増補版』弘文堂.

木下和夫(1991)「寄付免税のあり方を問う - フィランソロピーと税制」『週間東洋経済』 No.5010.

木下和夫監修 大阪大学財政研究会訳(1983)『マクスグレイブ財政学 』有斐閣.

佐々木潤子(2001)「アメリカ連邦個人所得税法における寄付金控除」『税法学』 No.546.

三和総合研究所(2000)『NPO に対する寄付とボランティアに関する実態調査報告書(経済企画庁委託調査)』.

塩崎潤訳 R・Goode(1966)『個人所得税』(社)日本租税協会.

社団法人日本租税研究協会(1982)『シャープ勧告とわが国の税制』

主税局第1課(1990)「寄付金と税制 - 制度の概要と適用状況」『ファイナンス』
Vol.26, No.5.

主税局第1課(1991)「寄付金と税制 - 制度の概要と適用状況」『ファイナンス』
Vol.27, No.6.

田中実(1980)『公益法人と公益信託』頸草書房.

田中康男(2005)「所得控除の今日的意義」『税大論叢』第48号.

出口正之(2005)「今後の非営利法人税制と活動のあり方」『国際税制研究』
No.15.

成道秀雄(1991)「寄付金とその沿革」『日税研論集』第17号, 日本税務研究セ
ンター.

中里実(2003)「所得控除制度の経済学的意義」『日税研論集』Vol.52.

中田ちず子(2005)『非営利法人の税務と会計』財団法人大蔵財務協会.

成道秀雄(2006)「非営利法人税制のゆくえ」『税務弘報』Vol.54, No.1.

成瀬龍夫(1999)「日本の民間福祉事業と寄付金制度」『彦根論叢』(滋賀大学)
No.321.

西野敬雄(2001)「NPO法人税制の課題と展望」『税法学』No.545.

畠山武道(2003)『租税法』青林書院.

林修三(1985)『公益法人研究入門』財団法人公益法人協会.

林宏昭(1986)第3章, 橋本徹・古田精司・本間正明編『公益法人の活動と税制』
清文社, 第3章所収.

藤田晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社.

本間正明 金子郁容 山内直人(2003)『コミュニティービジネスの時代』岩波
書店.

本間正明(1993)『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済.

増井良啓(2000)「個人ボランティア活動と寄付金控除」『税務事例研究』No.55.

増井良啓(2003)「寄付金控除 - 米国における 1970年初頭の論争を中心として
-」『日税研論集』Vol.52.

増井良啓(2003)「外国 NPO への寄付と寄付金控除」『税務事例研究』Vol.72.

村井正(1982)『租税法と私法』大蔵省印刷局.
山内直人(1997)『ノンプロフィットエコノミー』日本評論社.
山内直人(1999)『NPO入門』日経文庫.
山内直人(2002)『NPOの時代』大阪大学出版会.
山内直人編(1999)『NPOデータブック』有斐閣.
山内直人訳 レスターM・サラモン(1999)『NPO最前線』岩波書店.
山内直人編(2004)『NPO白書2004』大阪大学大学院国際公共政策研究科
NPO研究情報センター.
山本守之(2005)「寄付金の課税要件」『税務事例研究』Vol.85.
吉村典久(1991)「日独における寄付金控除の法的性質とその基準」『租税法研究』No.19.

参考資料

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
財務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/index.htm>
総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/cpi/index.htm>
税制調査会編(1966)『長期税制のあり方についての中間答申』
税制調査会編(1967)『税制簡素化についての第一次答申』
税制調査会編(1967)『昭和43年度の税制改正に関する答申 税制簡素化についての第二次答申』
税制調査会編(1968)『長期税制のあり方についての答申及びその審議内容と経過の説明』
税制調査会編(1968)『長期税制のあり方についての答申 税制簡素化についての第三次答申』
税制調査会編(1971)『長期税制のあり方についての答申』
税制調査会編(1983)『今後の税制のあり方についての答申』
税制調査会(2005)『新たな非営利法人に関する課税および寄附金税制についての基本的考え方』

